

● 1 受信機

(1) 設置場所等

ア 高温、高湿、振動等により受信機の機能に障害を与えない場所に設置すること。 ☆

イ 操作に必要な空間を次により確保すること。 ☆

(ア) 操作面の前面に 1m の空間

(イ) 背面に点検用の扉のあるものは、点検に必要な空間

ウ 壁面、床等に強固に固定すること。

エ 規則第 24 条第 1 項第 2 号トの「受信機のある場所相互間で同時に通話することのできる設備」(以下「相互通話装置」という。)とは、次のものをいう。

(ア) 発信機 (P 型 1 級、T 型)

(イ) 非常電話 ☆

(ウ) インターホン ☆

(エ) 構内電話で、緊急割り込み機能を有するもの

オ 1 棟の防火対象物は、1 台の受信機で警戒すること。ただし、同一敷地内に複数の防火対象物があり、常時人のいる場所の制限がある場合は、同一管理権原の防火対象物に限り受信機を 1 台として一括警戒とすることができる。ただし、P 型 2 級にあっては、防火対象物間に相互通話装置を設けた場合に限る。

カ 同一室内に 2 以上の受信機が設けられている場合は、当該受信機に相互通話装置を設けないことができる。 ☆

キ 放送設備を設ける場合は受信機と併設し、受信機の表示等を確認しながら放送設備の操作ができるようにすること。

ク 受信機の設置場所と宿直室等が異なる場合は、宿直室等に副受信機を設けるよう指導すること。

(2) 常用電源は、次によること。

ア 交流電源

(ア) 定格電圧が、60V を超える受信機の金属製外箱には接地工事を施すこと。 ★

(イ) 電源は、専用回路とすること。 ★

イ 直流電源

蓄電池設備を常用電源とする場合は、蓄電池設備の基準 (昭和 48 年告示第 2 号) に適合するもの (認定品) を使用すること。

(3) 非常電源は、次によること。

◇ 非常電源の例によるほか、受信機の予備電源が規定の容量を越える場合は、非常電源を設けないことができる。

(4) 警戒区域は、次によること。

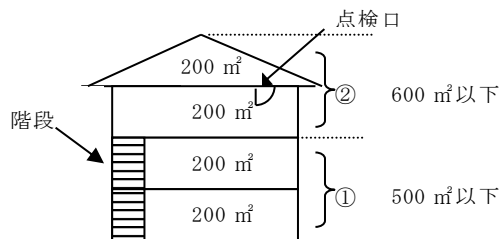
ア 表示部には、警戒区域、その名称が適正に表示されること。

イ 一つの表示窓で、2 以上の警戒区域を表示しないこと。 ☆

ウ 警戒区域は、防火区画等にまたがらないよう設定されていること。 ☆

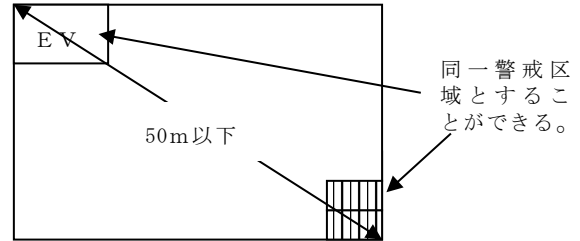
エ 警戒区域の設定は、次によること。

(ア) 警戒区域が 2 の階にわたる場合は、2 の階にわたる警戒区域内のいずれかに感知器の作動状況を容易に確認できる階段があること。なお、この場合における階数に算入されない小屋裏、塔屋及び地階については、その面積を算入するものとし、天井裏等にあつては、感知器の作動状況を容易に確認できる点検口を設けること。 ☆

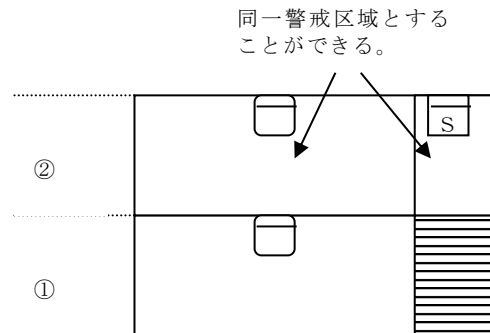


(イ) 階段、傾斜路等にあつては、高さ 45m 以下ごとに一つの警戒区域とすること。ただし、地階 (地階の階数が 1 の対象物を除く。) の階段、傾斜路等は、別の警戒区域とすること。 ☆

(ウ) 階段、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプシャフトその他これらに類する場所が同一防火対象物に 2 以上ある場合で、水平距離 50m の範囲内にあるものは、同一警戒区域とすることができる。 ☆



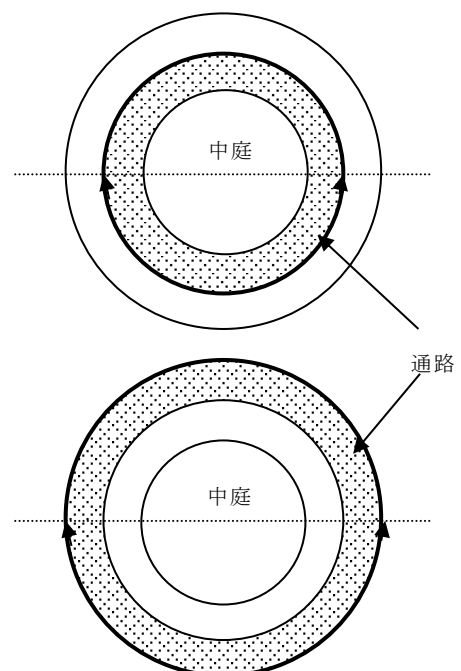
(エ) 階数が 2 以下の防火対象物の階段及び廊下、通路等は、当該階の居室等の警戒区域とすることができる。 ☆



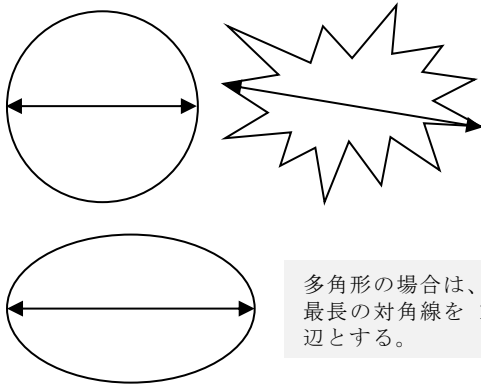
(オ) 各階の階段が、それぞれ 5m 未満の範囲内で異なった位置に設けられている場合は、同一階段として警戒できるものであること。 ☆

(カ) 円形、多角形等の防火対象物における令第 21 条第 2 項第 2 号の「1 辺の長さ」は、次によること。

① 内側又は外側に居室等がある場合は、円形通路の外半周を 1 辺とする。 ☆



- ② 壁、通路等によって区画された部分がない場合 ☆

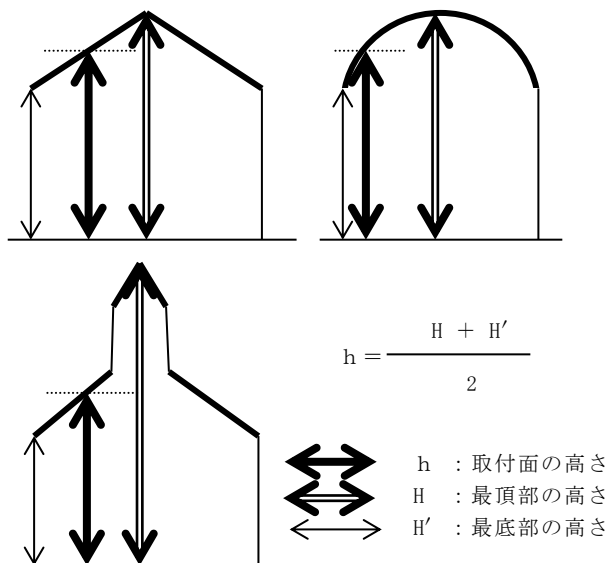


- (キ) 警戒区域の面積は、感知器の設置が免除されている便所、浴室等の場所も含めて算出するが、軒下等で外気の流通する場所により感知器を設けない部分（開口部から5mの範囲）及び別の警戒区域となる階段やダクト等の部分は、警戒区域の面積に含めないものであること。なお、警戒区域の算出にあたっては、壁等の中心線を境界線として面積を算出すること。 ☆
- (ク) 警戒区域の境界は、間仕切りのない大空間を除き、廊下、通路、壁、防火区画等とすること。なお、原則として関連する部屋（厨房と配膳室等）は、同一警戒区域にまとめること。 ☆
- (ケ) 令第21条第2項第2号の「主要な出入口」とは、常時使用される室内外の出入口であって、直接屋外又は廊下に直結している場合をいう。具体的には、学校の講堂や体育館のフロア一部分、劇場や観覧場の客席部分等が該当する。したがって倉庫、工場及び事務所等は、収容物、機械及びロッカー等により見通すことができないので該当しないものである。 ☆
- (コ) 警戒区域番号は、原則として下階より上階へ、受信機に近い場所から遠い場所へと順に付すこと。 ☆

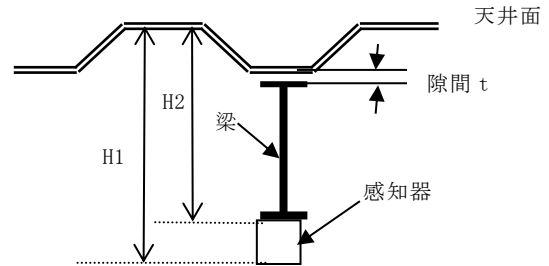
● 2 感知器

(1) 取付面等

ア 規則第23条第4項の取付面の高さとは、取付面の最頂部と同最低部の平均によること。ただし、倉庫等で、通常時において出火が予想される収容物が床面よりも高い位置にあるものは、この限りでない。 ☆

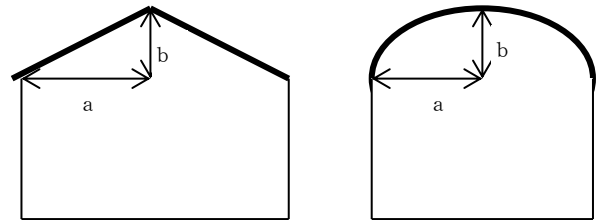


イ ルーフデッキ等の取付面に段差がある場合の取付面の高さは、次図のH1によること。又、同様な場合における規則第23条第4項第3号ロで規定する梁の深さは、梁と天井面との隙間の有無に係らず次図H2によること。ただし隙間tが20cm以上ある場合は、同一感知区域とすることができるものであること。 ☆

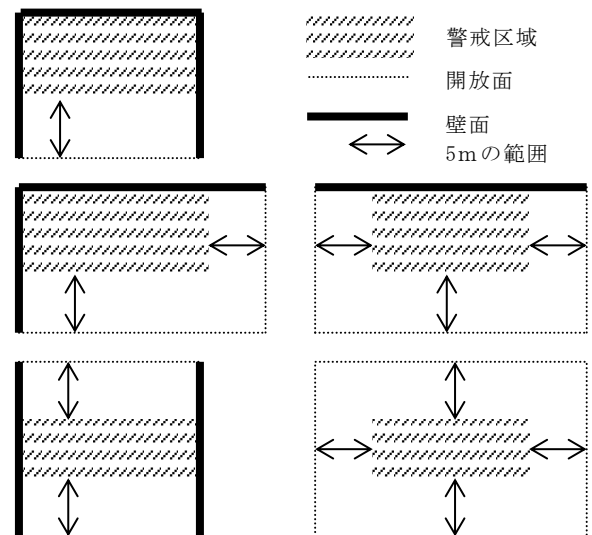


◇イ但し書き平成24年1月1日追加

- (2) 次図のように傾斜角度が3/10（次図のb/aによる。）以上の傾斜天井に感知器を設ける場合は、頂部が密となるようにすること。 ☆

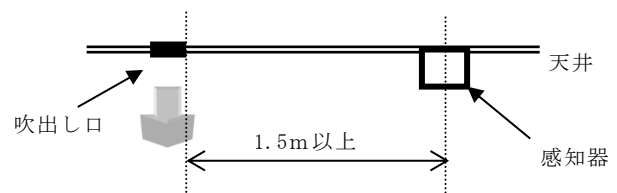


- (3) 規則第23条第4項第1号ロで規定する「上屋その他外部の気流が流通する場所」とは、次図のとおり開放面から5m未満の部分进行。 ☆

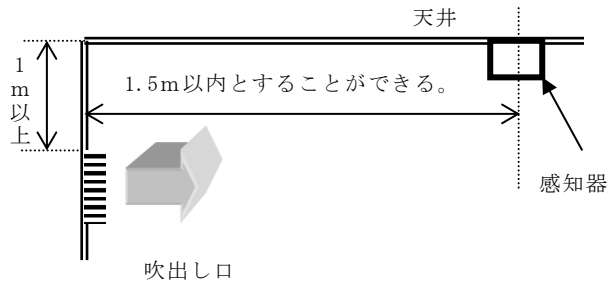


- (4) 換気口等の吹出し口付近に設ける感知器（差動式分布型、光電式分離型及び炎感知器を除く。）は、次によること。ただし、吹出し方向が限定されていて、感知器に直接気流が当たらないものは、この限りでない。

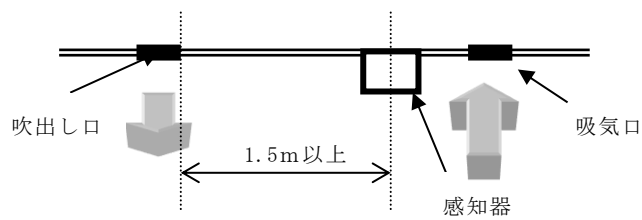
ア 換気口等の吹出し口が天井にある場合は、当該吹出し口から次図のとおり1.5m以上離れた位置に設けること。 ☆



イ 換気口等の吹出し口が壁面にあって、次図のとおり当該吹出し口が天井から 1m 以上ある場合で、感知器に直接気流が当たらないものは、当該吹出し口から 1.5m 以内とすることができる。 ☆



ウ 煙感知器にあっては、上記ア及びイのほか換気口等の吸気口付近に設けること。 ☆



- (5) スポット型感知器は、水平面に対して 45 度以上傾けないこと。 ★
- (6) 感知器の選択基準は、規則第 23 条の規定によるほか、次により設置場所の環境に適応する感知器を設置すること。

ア 煙感知器、熱煙複合式スポット型感知器及び炎感知器を設けない場所（規則第 23 条第 4 項第 1 号ニ（イ）から（ト）及びホ（ハ）に掲げる場所）は、次表 1 に掲げる設置場所に適応する感知器を設けること。

☆表 1

設置場所		適応感知器										炎感知器	備考
環境状態	具体例	差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式		熱アナログ式スポット型			
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種				
規則第23条第4項第1号ニ（イ）から（ト）及びホ（ハ）に掲げる場所	塵埃、微粉等が多量に滞留する場所											1 規則第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び11階以上の部分では、炎感知器を設置しなければならないとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第32条を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること。 2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部に塵埃、微粉等が侵入しない措置を講じたものであること。 3 差動式スポット型感知器又は補償式スポット型感知器を設ける場合は、塵埃、微粉等が侵入しない構造のものであること。 4 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。 5 紡績・製材の加工場等火災拡大が急速になるおそれのある場所に設ける場合は、定温式感知器にあつては特種で公称作動温度75℃以下のもの、熱アナログ式スポット型感知器にあつては火災表示に係る設定表示温度を80℃以下としたものが望ましいこと。	
	水蒸気が多量に滞留する場所			×		×					×	1 差動式分布型感知器又は補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。 2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部に水蒸気が入り込まない措置を講じたものであること。 3 差動式スポット型感知器、補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。	
	腐食性ガスが発生するおそれのある場所	メッキ工場、バッテリー室、污水处理場等	×	×								×	1 差動式分布型感知器を設ける場合は、感知部が被覆され、検出部が腐食性ガスの影響を受けないもの又は検出部に腐食性ガスが入り込まない措置を講じたもの。 2 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、腐食性ガスの性状に応じ、耐酸型又は耐アルカリ型を使用すること。 3 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。

設置場所		適応感知器										炎感知器	備考
環境状態	具体例	差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式		熱アナログ式スポット型			
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種				
規則第23条第4項1号ニ(イ)から(ト)及びホ(ハ)に掲げる場所	厨房、調理室等でおそれる場所	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	厨房、調理室等で高湿度となるおそれる場所に設ける感知器は、防水型を使用すること。	
	著しく高温となる場所	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×		
	排気ガスが多量に滞留する場所	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	1 規則第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び11階以上の部分では、炎感知器を設置しなければならないとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第32条を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること。 2 熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。	
	煙が多量に流入する場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1 固形燃料等の可燃物が収納される配膳室、厨房の前室等に設ける定温式感知器は、特種のものが望ましいこと。 2 厨房周辺の廊下及び通路、食堂等については、定温式感知器を使用しないこと。 3 上記2の場所に熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。	
	結露が発生する場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1 差動式スポット型感知器、補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。 2 補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。	
	火災が発生する場所	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	※キューボラ：最も一般的な鋳鉄用溶解炉、外側は鋼板で円筒形に作り、内側を耐火煉瓦で裏張りしてある。	

- 注1 ○印は当該場所に適応することを示し、×印は当該設置場所に適応しないことを示す。
- 2 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
- 3 差動式スポット型、差動式分布型及び補償式スポット型の1種は感度が良いため、非火災報の発生については、2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
- 4 差動式分布型3種及び定温式2種は、消火設備と連動する場合に限り使用できること。
- 5 多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれも表1により適応感知器とされたものであること。

イ 次表 2 の場所に設置する感知器は、同表に掲げる設置場所に適応する感知器を設けること。 ☆
表 2

設置場所		煙感知器		式熱煙複合感知器	炎感知器	熱感知器	
		煙アナログ	同左以外			式熱スボットログ	同左以外(高感度)
1	階段・傾斜路	○	○				
2	廊下・通路（令別表第 1(1)項～(6)項、(9)項、(12)項、(15)項、(16)項イ、(16)の 2 項、(16)の 3 項に限る。）	○	○	○			
3	エレベーターの昇降路・リネンシュート・パイプダクト・その他これらに類するもの	○	○				
4	遊興のための設備又は物品を客に利用させる役務の用に供する個室（これに類する施設を含む。）（令別表第 1(2)項ニ、(16)項イ、(16)の 2 項及び(16)の 3 項に掲げる防火対象物（同表(16)項イ、(16)の 2 項及び(16)の 3 項に掲げる防火対象物にあっては、同表(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）の部分に限る。）	○	○	○			
5	感知器を設置する区域の天井等の高さが 15m 以上 20m 未満の場所	○	○		○		
6	感知器を設置する区域の天井等の高さが 20m 以上の場所				○		
7	左欄 1～6 の場所以外の地階、無窓階、11 階以上の部分（令別表第 1(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(15)項、(16)項イ、(16)の 2 項、(16)の 3 項）	○	○	○	○		
8 ※ 2	左欄 1～7 の場所以外の地階、無窓階、11 階以上の階（令別表第 1(5)項ロ、(9)項ロ、(10)項～(14)項、(16)項ロ、(17)項）	○	○	○	○	○ ※1	○ ※1
9	左欄 1～8 の場所以外の場所（1 階～10 階までの無窓階でない階） （廊下（左欄 2 に掲げる防火対象物の廊下を除く）、便所、その他これらに類する場所を除く）	その使用場所に適応する感知器					

注 1 ※1 の感知器は、差動式又は補償式にあっては 1 種又は 2 種、定温式にあっては、特種又は 1 種（公称作動温度 75℃以下のものに限る。）のもの及び熱アナログ式にあっては、火災表示に係る表示温度等が 75℃以下であること。

2 ※2 地階、無窓階、11 階以上の階には、2 欄に掲げる防火対象物以外の廊下、通路を含むものであること。

◇ 自動火災報知設備

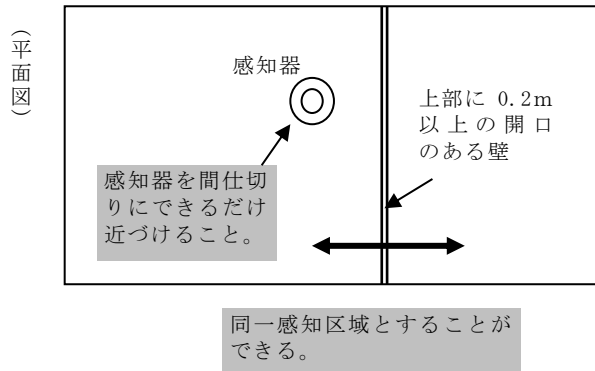
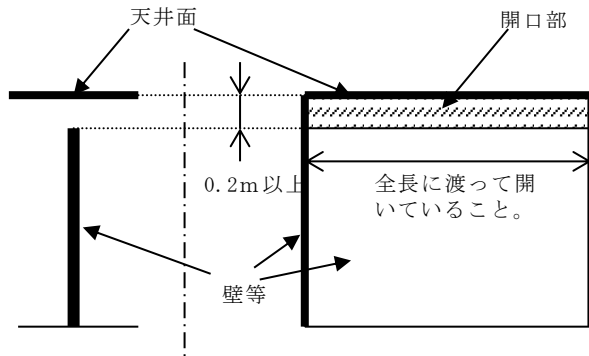
ウ 前表 2 に掲げる場所のうち、環境状態が次表 3 に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場合は、表 2 中 1 から 7 の場所にあつては表 3 中の適応煙感知器又は炎感知器を、7 及び 8 の場所にあつては表 3 中の適応熱感知器、適応煙感知器又は炎感知器を設置すること。

表 3 ☆

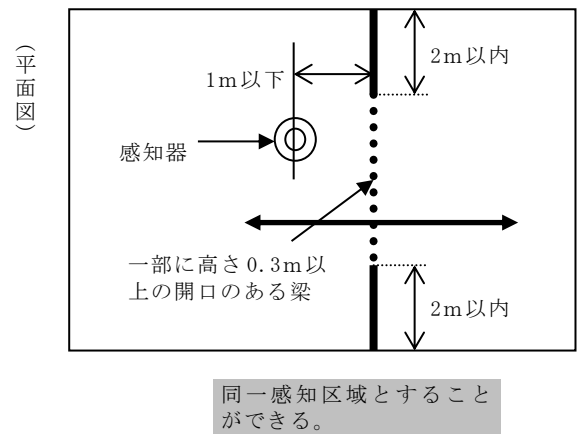
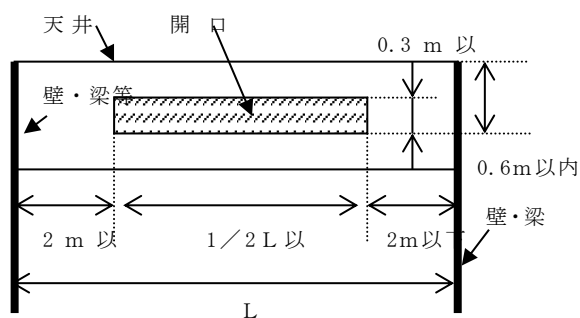
設置場所		適応熱感知器					適応煙感知器						炎感知器	備考
環境 状態	具体例	差動式 スポット型	差動式 分布型	補償式 スポット型	定温式	熱アナログ式 スポット型	イオン化式 スポット型	光電式 スポット型	式イオン化 スポット型	光電アナログ 式スポット型	光電式 分離型	光電アナログ 式分離型		
喫煙による煙が滞留するような換気の悪い場所	会議室、応接室、休憩室、楽屋、娯楽室、喫茶室、飲食室、待合室、キャバレー等の客室、集会場、宴会場等	○	○	○				○※		○※	○	○		
就寝施設として使用する場所	ホテルの客室、宿泊室、仮眠室等						○※	○※	○※	○※	○	○		
煙以外の微粒が浮遊している場所	廊下、通路等						○※	○※	○※	○※	○	○	○	
風の影を受けやすい場所	礼拝堂、観覧場、塔屋にある機械室等		○					○※		○※	○	○	○	
煙が長い距離を移動して感知器に到達する場所	階段、傾斜路、エレベーターの昇降路等							○		○	○	○	光電式スポット型又は光電式スポット型を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積エネルギーがないこと。	
燦火、火災となるおそれのある場所	電話機械室、通信機械室、電算機室、機械制御室、機械室							○		○	○	○		
大空間で、かつ天井が高いことにより熱及び煙が拡散する場所	体育館、航空機の格納庫、高天井の倉庫・工場、観覧席上部で、感知器の取付高さが8m以上の場所		○								○	○	○	

- 1 ○印は当該場所に適応することを示す。
- 2 ※印は、当該設置場所に煙感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有することを示す
- 3 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（光電式分離型感知器にあっては光軸、炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
- 4 差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型及び煙式（当該感知器回路に蓄積機能を有しないもの）の１種は感度が高いため、非火災報の発生については２種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
- 5 差動式分布型３種及び定温式２種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。
- 6 光電式分離型感知器は、正常時に煙等の発生がある場合で、かつ、空間が狭い場所に適応しない。
- 7 大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所で、差動式分布型又は光電式分離型２種を設ける場合にあつては15m未満の天井高さに、光電式分離型１種を設ける場合にあつては20m未満の天井高さで設置するものであること。
- 8 多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが表３により適応する感知器とする。
- 9 蓄積型の感知器又は蓄積式中継器若しくは受信機を設ける場合は、規則第24条第7号の規定によること。

- エ 補償式スポット型又は定温式の性能を有する感知器の公称定温点又は公称作動温度（2 以上の公称作動温度を有するものは、最も低い公称作動温度）は、感知器の設置場所の正常時における最高周囲温度よりも 20℃ 以上高いものとする。 ☆
- オ 複合式の感知器の取付け高さの上限は、低い方の高さを基準とすること。
- (7) 特殊な場所の感知区域等
- ア 梁と天井の間に次図のような開口がある場合においては、同一の感知区域とすることができる。



- イ 梁の一部に次図のような開口がある場合において、感知器が当該開口部から 1m 以内に設置してある場合は、同一感知区域とすることができる。

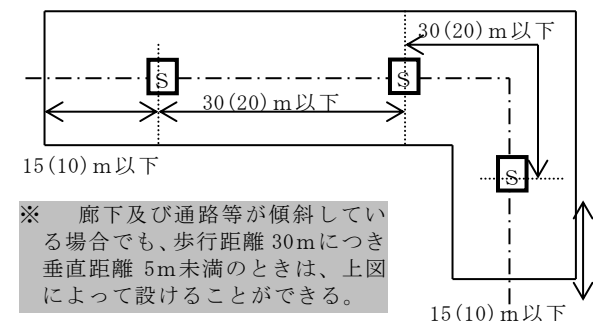


- ウ 細長い居室等に熱式スポット感知器を設置する場合は、次図のように次表による歩行距離（◇消火器具●5 設置単位等(2)参照）以下となるように設置すること。 ☆



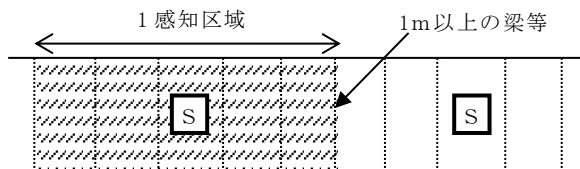
構造	感知器種別	歩行距離 L (m)	
		耐火	その他
差動式スポット	1 種	15	10
	2 種	13	8
補償式スポット	1 種	15	10
	2 種	13	8
定温式スポット	特種	13	8
	1 種	10	6
熱アナログ式スポット		13	8

- エ 廊下及び通路等に煙感知器を設置する場合は、次図のように歩行距離 30m 以下（3 種にあっては、20m）となるように設置すること。
- なお、廊下及び通路等の歩行距離は、原則として中心線に沿って計測すること。 ☆



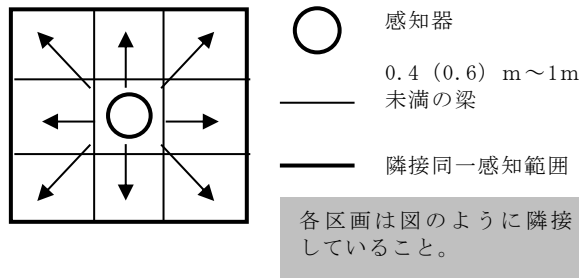
- オ 10m 以下の廊下及び通路等又は廊下及び通路等から階段に至る歩行距離が 10m 以下の場合は、煙感知器を設けないことができる。 ☆

- カ 地階の廊下及び通路等に煙感知器を設置する場合に、1m 以上の梁等がある場合は、歩行距離によるほか、隣接する両側の 2 感知区域までを限度として感知器を設けること。 ☆



キ 梁等の深さが熱式スポットにあっては、0.4m（その他の感知器にあっては、0.6m）以上1m未満の小区画が連続してある場合は、次の表の面積範囲以内を同一感知区域とすることができる。

☆



(7) 熱式スポット ☆

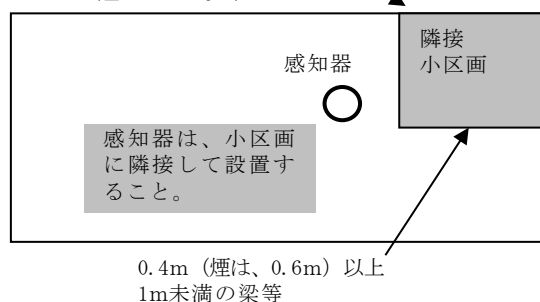
構造	感知器種別	隣接区分合計面積 (㎡)	
		耐火	その他
差動式 スポット	1 種	20	15
	2 種	15	10
補償式 スポット	1 種	20	15
	2 種	15	10
定温式 スポット	1 種	15	10
	2 種	13	8
熱アナログ式スポット		15	10

(4) 煙感知器 ☆

感知器種別	隣接区分合計面積 (㎡)			
	4m 未満	4m 以上 8m 未満	8m 以上 15m 未満	15m 以上 20m 未満
1 種	60	60	40	40
2 種	60	60	40	—
3 種	20	—	—	—

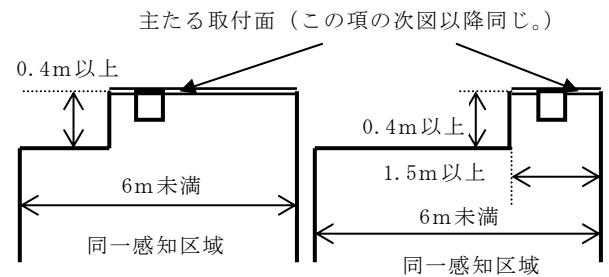
ク 1つの小区画が隣接してある場合は、次によることができる。なお、この場合においては、当該小区画の面積も当該感知器の感知面積に含まれるものであること。 ☆

熱式スポットは 5㎡以下
煙は 10㎡以下

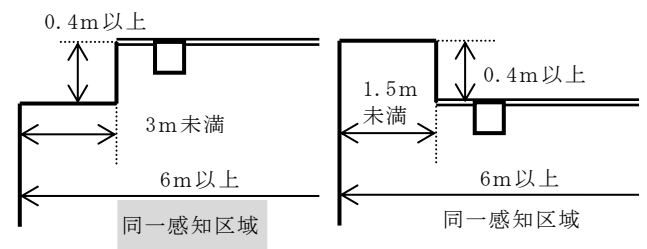


ケ 段違い天井の場合で、熱式スポット型感知器にあっては、0.4m未満、その他の感知器にあっては0.6m未満の段差である場合は、同一感知区域とすることができるほか、次によることができる。 ☆

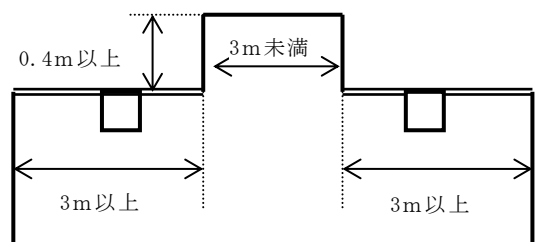
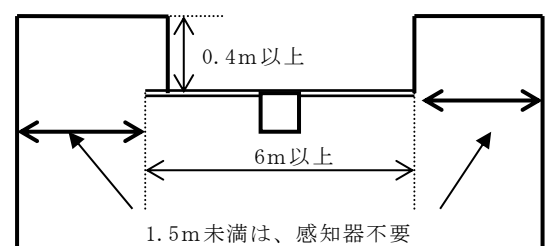
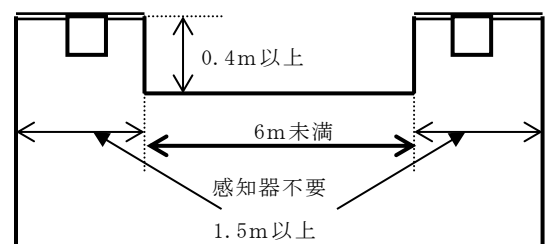
① 居室等の幅が6m未満の場合

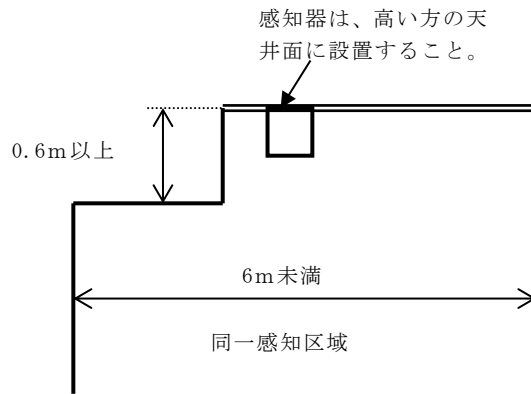
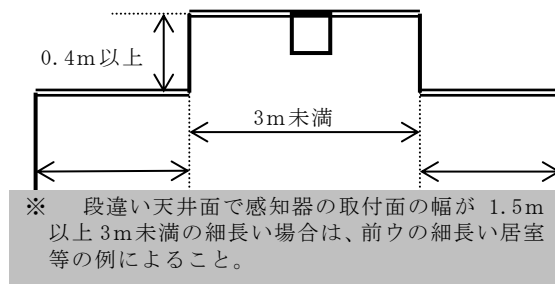


② 居室等の幅が6m以上の場合

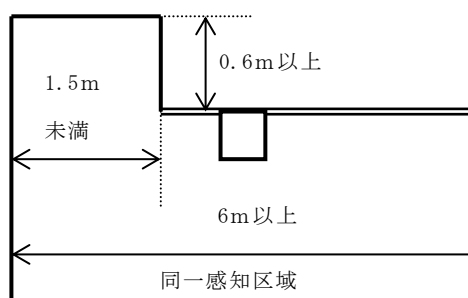
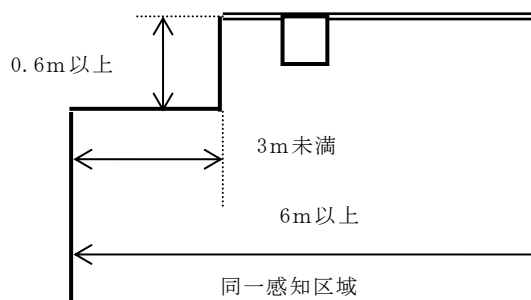


③ 段違い天井が中央にある場合

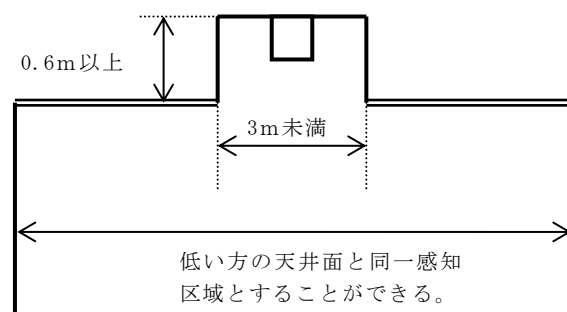




② 居室等の幅が 6m 以上の場合

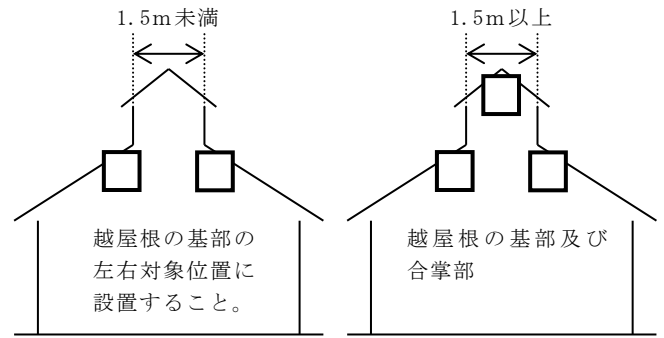


③ 段違い天井が中央にある場合

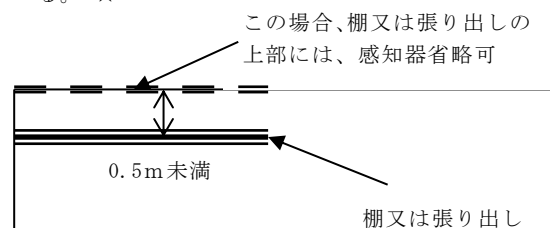


※ 段違い天井面で感知器の取付面の幅が 1.5m 以上 3m 未満の細長い場合は、前オの廊下及び通路等の例によること。

コ 傾斜天井の越屋根部分は、次図によること。 ☆



サ 次図のように取付面から 0.5m 未満の部分に棚又は張り出し等がある場合、当該棚又は張り出しの上部天井面には、感知器を設けないことができる。 ☆



シ その他の例、感知器によるものは、一般社団法人日本火災報知機工業会発行の「工事基準書」によること。 ☆

(8) 施行令・規則によるもののほか感知器の設置をしないことができる場所

ア 不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で、出火源となる設備や物資がなく、出火のおそれが著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められるもので、かつ、次の各号に掲げるもの。

(7) 浄水場、汚水処理場等の用途に供する建築物で、内部の設備が水管、貯水池又は貯水槽のもの。 (要特例申請) ☆

(イ) 屋内プールの水槽部分、プールサイド部分(売店・休憩室等の附属施設を除く。)及び屋内アイススケート場のスケートリンクの滑走部分の上部の部分 ☆

(ロ) 抄紙工場、清涼飲料等の工場で、洗びん、充填場の部分 (要特例申請) ☆

(エ) 不燃性の金属、石材等の加工工場で、可燃性のものを収納又は取り扱わない部分 (要特例申請) ☆

(オ) 便所、便所に付随した 1 m² 以上の S K (内部にトイレペーパー等の可燃物を収容しないものに限る。)、浴室及びこれらに類するもの。

イ 金庫室(貸金庫、書庫等は含まれない。)で、その開口部に特定防火設備又はこれと同等以上の防火措置を設けているもの。 ☆

ウ 恒温室、冷蔵室等で、通常の感知器により難しい場合であって、当該場所において異常な温度上昇を早期に警報できる自動温度調整装置を設けているもの。 ☆

エ 建基法に規定する準耐火構造の天井裏、小屋裏等で、不燃材料の壁、天井及び床で区画された部分 ☆

オ 常時監視されている刑務所、拘置所等の収監施設部分 ☆

カ 金属等を溶融、鋳造等をする設備がある場所で、感知器により有効に火災を感知できない場所 ★

- キ パイプシャフト、押入、物入及び物置等で、水平断面積が1㎡未満の部分 ☆
ク エアシャワー室（可燃物が無いものに限る。）

● 3 中継機

- (1) アドレスを付加するために感知機の上部に設けるものを除き、点検に便利な不燃で区画された場所又は金属製や難燃性の箱に収める等防火上有効な措置を講ずること。★
(2) 裸火等を用いる火気使用設備から5m以上離すこと。ただし、熱による影響を受けないよう措置した場合は、この限りでない。

● 4 蓄積機能

- 蓄積式受信機及び同中継機に感知器を接続する場合は、1警戒区域ごとに次によること。★
(1) 接続する感知器の公称蓄積時間と当該中継機に設定された蓄積時間及び受信機の蓄積時間の合計の最大時間（接続する感知器の種類によって当該中継機等の蓄積時間が異なるものにあつては、その合計の最大となるもの。以下同様。）は、60秒を超えないこと。
(2) 煙感知器以外の感知器を接続する場合にあつては、上記の最大時間が20秒を超えないこと。

● 5 発信機

P型1級発信機は、原則としてP型1級受信機及びR型受信機に、P型2級発信機は、P型2級受信機に組み合わせて設置すること。ただし、防爆型の発信機にあつてはこの限りでない。

● 6 音響装置

- (1) 設置場所等
ダンスホール、カラオケ店及びその他類するもの（パチンコ店、ライブハウス等）で、通常の使用状態において警報音が聞き取りにくいと予想される場所に音響装置を設ける場合は、次のいずれかによること。
ア 地区音響装置の音圧は、原則として、任意の場所で65dB（居室にあつては60dB）以上の音圧が確保できるよう配慮すること。
なお、事前に関係者の資料等により暗騒音が予想される場所にあつては、その騒音より概ね6dB以上の音圧を確保すること。
イ 火災信号の入力により、暗騒音の発生源となる機器の電源を自動で遮断する措置をとること。☆
ウ 自動火災報知設備の作動状況を監視できる位置で、火災信号の入力により、暗騒音の発生源となる機器の電源を手動で遮断できる操作員を配置すること。
(2) 施行令第24条第2項に基づき放送設備を設置した場合は、地区音響装置を設けないことができるが、その際は、自動火災報知設備の作動と連動して自動で放送設備が起動する必要があること。★
(3) 施行令第24条第2項に基づく放送設備が起動したときには、自動火災報知設備の音響装置は、自動で停止すること。☆

● 7 区分鳴動方式

- 区分鳴動は、規則第24条第5の2号の規定によるほか次によること。
(1) 新たな火災信号として次の信号を受信したときは、タイムアウト時間内であつても自動で全館鳴動に切り替わるものとする。
ア 第1報の感知器と異なる感知区域の感知器の信号★
イ アナログ式自動火災報知設備で、火災信号を個別に段階的に識別できるものについては、第1報の感知器以外の感知器からの火災表示すべき煙濃度又は温度の信号★
ウ 発信機からの信号
(2) 第1報の感知器が作動し、次号による警報が鳴動してから前号による新たな信号の受信がない場合で

- も、用途、規模及び管理状態により原則としておおむね4分、最大でも10分以内を経過したら自動で全館鳴動に切り替わるものとする。☆
(3) 区分鳴動の鳴動区分は、次例を参考にすること。
ア 通常の場合★

3F	○					
2F	◎	○				
1F		◎	○	△	△	
B1F		○	◎	○	○	
B2F		○	○	◎	○	
B3F		○	○	○	◎	

◎：出火階
○：第1報同時鳴動階
△：第1報同時鳴動を推奨する階

- イ 階段室の感知器が作動したときは、全館鳴動とすること。☆
ウ 1の階の床面積が概ね10,000㎡を超える防火対象物にあつては、防火区画（階段室を含むこと。）を境界として水平方向についても3,000㎡以上の面積で区画して区分鳴動とすることができる。その際には、次の例を参考にすること。

A	B	C	D			
E	F	G	H			
I	J	K	L			

出火階	同一鳴動区域
A	A、E、I
B	B、F、J
C	C、G、K
D	D、H、L
E又はI	A、E、F、I、J
F又はJ	B、E、F、G、I、J、K
G又はK	C、F、G、H、J、K、L
H又はL	D、G、H、K、L

※ 2階以上の階にあつては、棟ごとに規模・用途等に応じて鳴動方式を設定すること。

● 8 警戒区域図★

警戒区域図を受信機の直近の見やすい位置に設けること。ただし、アドレス付きの感知器により、受信機等の表示部で容易に発災場所が特定できるもの及び受信機の表示部が警戒区域図となっている場合は、この限りでない。

● 9 特定小規模施設用自動火災報知設備

- 平成20年総務省令第156号第3条第2項第2号に規定する感知器設置場所の取扱いは次のとおりとする。
(1) 居室の取扱い
ア 居室とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する

る室をいい、事務室、会議室、調理室、食堂、診察室、リハビリ室、作業室、汚物処理室、洗濯室、宿直室、カラオケ室、遊戯室、談話室、相談室等が該当する。

イ 居室とみなされないものについては、玄関、廊下、階段、エレベーター室、パイプシャフト、ダムウェーター、便所、洗面所、脱衣室、湯沸室、車庫、更衣室等をいう。

- (2) 床面積が2㎡以上の収納室とは、納戸、物置、リネン室、掃除用具室に類するものが該当する。
- (3) 倉庫、機械室その他これらに類する室とは、電気室、ボイラー室、空調機械室、ポンプ室、エレベーター機械室、乾燥室、教材室に類するものが該当する。
- (4) すべての感知器が無線式感知器であり、かつ、連動型警報機能付感知器であって、受信機を設けないものは着工届が不要であること。★